

認知機能検査員講習の実施等に関する規則

発出年月日：平成21年5月22日

文書番号：沖縄県公安委員会規則第4号

公表範囲：全文

改正 前略…令和4.5 公規則9

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号ロに規定する沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講対象者)

第2条 受講対象者は、21歳以上の者で、認知機能検査員講習の受講を希望するものとする。

(受講申請)

第3条 認知機能検査員講習の受講申請は、認知機能検査員講習受講申請書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、第6条の規定による講習項目の省略を希望する者は、既に講習項目の一部を受講した旨を証する書面の写しを当該申請書に添付しなければならない。

(講習指導員)

第4条 認知機能検査員講習に従事する指導員は、警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者で、沖縄県警察の交通部門の業務に従事する警察職員のうち、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有するものとして沖縄県警察本部交通部運転免許試験課長が認めたものを充てるものとする。

(講習の内容)

第5条 認知機能検査員講習の講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別表のとおりとする。

(講習項目の省略)

第6条 自動車安全運転センター（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づき設立された法人をいう。）が実施する研修等において、前条に規定する講習項目のうち、高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要の講習項目と同等の講習項目を既に受講している者については、当該講習項目を省略することができる。

(修了証の交付)

第7条 認知機能検査員講習を終了した者には、認知機能検査員講習終了証（様式第2号）を交付する。

(警察本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査員講習の実施に関し必要な事項は、

警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和3年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日沖縄県公安委員会規則第9号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

別表・様式省略